

基本理念

① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会は個人が尊重される社会であり、その基盤にある理念は人権の確立です。男女の個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別にかかわらず個人が能力を発揮でき、自らの存在に誇りを持てるように男女の人権を尊重します。

② 男女の対等な参画

社会の構成員が等しくあらゆる分野に参画する機会を持ち、その利益を受け、責任を担うことは、社会生活を営むうえでの基本です。男女が性別にとらわれることなく多様な生き方を選択し、より質の高い生活を実現できるように、あらゆる分野への男女の対等な参画を進めます。

③ ジェンダーの存在に気づく視点

あらゆる社会システムの構築とその運営にあたっては、それらが実質的に男女にどのような影響を与えるかを常に検証する必要があります。すべての施策について、それが性別役割分担を前提とし、かつそれを維持、補強、再生産することにつながっていないか、ジェンダーの存在に気づく視点を持って点検し、男女の格差をなくすように施策を実施します。

プランの期間

- 平成22年度(2010年度)まで

重点事業

- 子育て支援の充実
- 学校・幼稚園・保育所におけるジェンダーにとらわれない教育の推進
- 地域活動やその他の活動への参画促進
- 外国人女性も含めたドメスティック・バイオレンスへの対策
- 男性向け男女共同参画プログラムの充実
- 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- 市役所における職域の拡大
- 丸亀市男女共同参画推進条例(仮称)の制定
- 丸亀市男女共同参画審議会の活用